
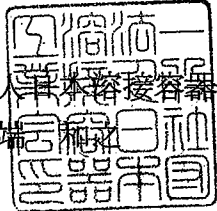




25日溶工第36号
平成25年10月7日

高圧ガス保安協会
会長 作田 颯治 殿

一般社団法人 軽量容器工業会
会長 矢端 和之 殿



液化石油ガス容器の軽量容器表示の廃止について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当工業会の業務遂行に関しまして、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成元年当時の社会ニーズの変化や技術・材料の進歩に伴い従来容器と同等以上の強度をもちながら質量の小さい容器（以下、軽量容器という）の開発が行われ、今日まで製造・流通しております。

他方、LPガスの充填作業においては、軽量容器への過充填による事故の発生が懸念されたため、この事故防止の観点から従来容器と軽量容器を識別するための方法として、刻印打刻による識別表示を行うこととしました。

しかしながら、今般、当工業会でこの取り組みを始めてから24年が経過し、市場に流通している容器のほとんどが軽量容器となっている状況にあり、軽量刻印の打刻の必要性はすでに消滅したものと判断するに至ったことから、平成25年末をもって軽量表示の打刻を廃止することとしました。

貴協会におかれましても、本件対応につきまして御理解をいただき、貴会関係各位に周知賜りますようお願い申し上げます

敬 具